

■ 罰則規定について現時点の県の考え方を教えて欲しい。

### 【検討状況】

- ① 罰則を設けるとすれば、以下の条項が対象になると考えられる。
- ② 防災調整池関連の条項は、上位法の罰則を踏まえ、罰則の必要性について検討を進める。
- ③ 雨水貯留浸透施設、ため池治水利用施設、水田貯留施設の条項は、義務を課す対象者のほとんどが県・市町村となるため、罰則の対象とはならないと考えられる。
- ④ ため池の保全の条項は、奈良県の類似条例の罰則を踏まえ、罰則の必要性について検討を進める。

### 【義務規定の条文案と義務を課す対象者】

条 項		条文案	義務を課す対象者
防災調整池	①	特定開発行為をしようとする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池を設置しなければならない。	事業者
	②	特定開発行為者は、前条の規定により防災調整池を設置したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	事業者
	③	防災調整池の管理者は、知事が定める基準に基づき適正な管理を行い、防災調整池の機能を維持しなければならない。	管理者
	④	防災調整池の管理者は、防災調整池の管理者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	※設置後、市町村に 帰属する場合が多い
雨水貯留 浸透施設	①	雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき適正な管理を行い、雨水貯留浸透機能を維持しなければならない。	管理者 (県、市町村)
ため池 治水利用施設	①	ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき適正な管理を行い、ため池治水利用施設の機能を維持しなければならない。	管理者 (県、市町村)
水田貯留施設	①	水田貯留施設の設置者は、耕作者との協力の下、知事が定める基準に基づき適正な管理を行い、水田貯留施設の機能を維持しなければならない。	設置者 (県、市町村)
ため池の保全	①	ため池の所有者等は、満水面積が千平方メートル以上のため池を一部又は全部廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。	ため池を 廃止する者

## 【防災調整池に係る上位法の罰則規定】

法律	条項	条文
都市計画法	第九十二条	次の各号のいずれかに該当する者は、 <b>五十万円以下の罰金</b> に処する。 三 第二十九条第一項若しくは第二項（開発行為の許可）又は第三十五条の二第一項（変更の許可）の規定に違反して、開発行為をした者
宅地造成規制法	第二十七条	次の各号のいずれかに該当する者は、 <b>六月以下の懲役</b> 又は <b>三十万円以下の罰金</b> に処する。 三 第八条第一項（宅地造成に関する工事の許可）又は第十二条第一項（変更の許可等）の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主 四 第九条第一項（宅地造成に関する工事の技術的基準等）の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者）
採石法	第四十三条	次の各号の一に該当する者は、 <b>一年以下の懲役</b> 若しくは <b>十万円以下の罰金</b> に処し、又はこれを併科する。 三 第三十三条（採取計画の認可）又は第三十三条の八（遵守義務）の規定に違反して岩石の採取を行なった者
砂利採取法	第四十五条	次の各号の一に該当する者は、 <b>一年以下の懲役</b> 若しくは <b>十万円以下の罰金</b> に処し、又はこれを併科する。 三 第十六条（採取計画の認可）又は第二十一条（遵守義務）の規定に違反して砂利の採取を行なった者
森林法	第二百六条	次の各号のいずれかに該当する者は、 <b>百五十万円以下の罰金</b> に処する。 一 第十条の二第一項（開発行為の許可）の規定に違反し、開発行為をした者

- 上位法に基づく許認可にあわせて、総合治水に関する条例に則って防災調整池を設置することになるため、条例で上位法の刑罰よりも重いものを課すことはできない。
- 上位法のうち、都市計画法及び森林法においては懲役刑が規定されていないため、仮に総合治水に関する条例で罰則を定める場合、罰金刑のみを規定するものと思われる。

【奈良県条例(類似)の罰則規定】

類似: 防災調整池(特定開発行為)に係る条例

条例	条 項	条 文
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	一	罰則なし
建築基準法施行条例	第二十九条	<p>第三条一項(がけに近接する建築物)、第四条(長屋)、第八条第一項若しくは第二項(特殊建築物等の敷地の路地状部分の幅員)、第九条(屋根)、第十条(外壁等)、第十一条第一項(敷地と道路との関係)(第十九条(集会場等への準用)において準用する場合を含む)、第十二条第一項(敷地の空地)(第十九条において準用する場合を含む。)、第十三条(主階が一階にない興行場等)、第十四条(興行場等の出口)、第十五条第一項、第三項若しくは第四項(客用の廊下)(第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十六条(段床)、第十七条(客用の階段)(第十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(舞台部の構造)、第十九条の三第一項若しくは第三項(敷地又は建築物と道路との関係)又は第二十条(下宿等の配置)から第二十六条(自動車車庫の構造)までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、<b>二十万円以下の罰金</b>に処する。</p> <p>2 第二条又は第六条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、<b>十万円以下の罰金</b>に処する。</p>
奈良県土採取規制条例	第十三条	第六条第二項若しくは第三項(土の土採取の届出)又は第七条(採取完了に対する措置)の規定による命令に違反した者は、 <b>十万円以下の罰金</b> に処する。
	第十四条	第二条第一項(土の採取の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 <b>五万円以下の罰金</b> に処する。
	第十五条	<p>次の各号の一に該当する者は、<b>三万円以下の罰金</b>に処する。</p> <p>一 第三条(変更の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十条(標識の掲示)の規定による標識を掲げなかった者</p> <p>三 第十一条第一項(報告の徴収及び立入検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
砂防指定地等管理条例	第二十条	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、<b>一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</b>に処する。</p> <p>一 第二条の二の規定に違反して砂防設備を損壊した者</p> <p>二 第三条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>三 第四条の規定に違反して砂防設備を占用した者</p> <p>四 第六条の規定に違反して第三条又は第四条の規定による許可を受けた事項について変更した者</p> <p>五 第七条の規定により許可に付された条件に違反した者</p> <p>六 第十八条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>七 偽りその他不正な手段により第三条又は第四条の規定による許可を受けた者</p>
奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例	一	罰則なし
ため池の保全に関する条例	第九条	第四条(禁止行為)の規定に違反した者は、 <b>二十万円以下の罰金</b> に処する。
奈良県環境基本条例	一	罰則なし

# ●他府県の条例における罰則規定の考え方について

総合治水条例／兵庫県

流域治水の推進に関する条例／滋賀県

総合治水対策の  
推進に関する条  
例／金沢市

**罰則規定の条文**

第8章 罰則  
(罰則)  
第58条 第12条第1項若しくは第2項又は第15条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
(1) 第11条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者  
(2) 第55条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者  
第60条 第11条第1項の規定による届出をしなかった者又は第55条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処する。  
(両罰規定)  
第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

対象行為	条項	罰則内容
重要調整池の設置に関する知事の命令に従わない	第12条第1項 第12条第2項	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
重要調整池の適正な維持管理に関する知事の命令に従わない	第15条	30万円以下の罰金
重要調整池に関する虚偽の届出	第11条第1項	
重要調整池に関する立入検査時の虚偽の陳述	第55条第1項	
重要調整池に関する届出をしない	第11条第1項	
重要調整池に関する立入検査の拒否、忌避、陳述をしない	第55条第1項	
※ 重要調整池とは、規模が1ha以上の開発行為を行うものが設置すべき調整池をいう。(第11条)		

**第9章 罰則**  
(罰則)  
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。  
(1) 第14条第1項または第17条第1項(建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した者  
(2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた者  
(3) 第16条第3項(第17条第3項において準用する場合を含む。)(建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者  
第42条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。  
(過料)  
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。  
(1) 第19条第1項または第20条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者  
(2) 第19条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者  
(3) 第21条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者  
(4) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

**※流域治水の推進に関する条例  
付則 2 第9章の規定は、当分の間、適用しない。**

対象行為	条項	罰則内容
浸水警戒区域における建築物の許可を受けない	第14条第1項	20万円以下の罰金
浸水警戒区域における建築物の変更の許可を受けない(変更時)	第17条第1項	
浸水警戒区域における建築物の許可証の交付前に工事をした	第16条第3項	
浸水警戒区域における建築物の知事の指定する工程について届出をしない又は虚偽の届出	第19条第1項	5万円以下の過料
浸水警戒区域における建築物の工事の廃止に係る届出をしない又は虚偽の届出	第20条	
浸水警戒区域における建築物の工程調査の拒否、妨げ又は忌避	第19条第2項	
知事が求める工事の計画又は施工状況に関する報告をしない、又は虚偽の報告	第21条	
立入検査の拒否、妨げ、忌避又は質問に対する答弁をしない、もしくは虚偽の答弁	第22条	

なし

**罰則規定の考え方**

- ・開発は、その対象となる土地からの雨水流出量を現状よりも増加させることから、開発に伴う調整池の設置及び保全の義務化が必要である(兵庫県河川審議会より)。
- ・重要調整池(開発面積1ha以上)の設置及び保全に関する違反行為については、都市計画法と同程度の罰則を適用。

- ・200年確率降雨時に想定浸水深が3m以上となる区域(浸水警戒区域)における建築制限の違反行為については、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を適用。
- ・区域指定に関する違反(知事の許可を受けなかった場合等)については、条例上の罰則を当分、適用しない。
- ・規制・罰則の内容については、**命重視の反面、制度に無理が生じ、手続き尊重の立憲主義に反する恐れがあるとの意見**もあり、大津地方検察庁とも協議を行った上で規定している。

-----

- 浸水警戒区域における建築制限  
「とどめる対策」については、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしている。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものである。したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではない。
- 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」において、水害リスクの高い区域の建築に条件を設定することは、安全な建築物の建築を推進し、水害から命を守るために必要なものと考えている。その**違反行為により人命に危険が及ぶことを避けるため、罰則規定は必要**なものと考えている。
- 条例上の罰則を「当分の間、適用しない」理由  
区域指定は、地域の合意形成の下で策定される「水害に強い地域づくり計画」を前提としたものであり、**地域のルールが守られている限り、罰則が適用されることは、きわめて少ないと考えられる**ことから、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」とした。
- しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となるので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用される。本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることになる。この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になる。

—